

報 告 事 項

(ページ)

- 平成19年度予算について 1
- 消費生活協同組合（生協）制度の改正について 6
- 社会福祉法人審査基準等の見直しについて 9

平成 19 年度予算の概要

社会・援護局(社会)

平成 19 年度予算額	2 兆 6 1 8 億円
平成 18 年度予算額	2 兆 1, 2 4 9 億円
差 引 額	▲ 6 3 1 億円

(対前年度伸率 ▲3. 0%)

I 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費 1 兆 9, 8 2 0 億円

(1) 生活保護費負担金 1 兆 9, 5 2 5 億円

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」等を踏まえ、生活保護制度の適正な実施を推進する。

○ 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し

母子加算について、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付(就労の場合・月額 1 万円、職業訓練等の場合・月額 5 千円)を創設するとともに、現行の母子加算(15 歳以下)を段階的に廃止する。

※ 16～18 歳に係る母子加算は、17 年度から 3 年かけて減額してきているところ。

(2) 保護施設事務費負担金 2 7 4 億円

(3) 生活保護指導監査委託費 2 2 億円

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金 1 8 0 億円

○ 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、死亡時に扶養義務者が不動産を相続することは社会的公平の観点から問題であることから、所有不動産を担保とした貸付制度（要保護世帯向け長期生活支援資金）を創設し、当該制度を利用させることとする。

○ 自立支援プログラムの着実な推進

母子世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。また、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院を促進する。

○ ハローワーク等との連携

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターの配置

983百万円
(職業安定局で計上)

就労支援コーディネーター 175人
就職支援ナビゲーター 105人

- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施

719百万円
(職業能力開発局で計上)

(参考)

「年金・医療費等に係る経費」については、▲2,200億円の削減を図ることとされており、うち、生活保護の見直しによる削減は▲約400億円で、内容は下記のとおりである。

(主な項目)

- ・ 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設
- ・ 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し
- ・ 自立支援プログラムの推進による就労や退院の促進
- ・ 他法優先の徹底（人工透析費用）

Ⅱ 地域福祉の推進

1 「地域福祉等推進特別支援事業」の創設

セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数

地域福祉の推進等を図るための先駆的・試行的事業に対する補助を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を創設する。

2 「日常生活自立支援事業」の実施（地域福祉権利擁護事業の拡充）

セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数

高齢者のみの世帯や今後地域生活に移行する精神・知的障害者等の増加に対応し、相談窓口を増やすなどの充実を図る（140箇所増）。

3 電話による自殺予防相談関連事業の実施

80百万円

Ⅲ 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設の整備

90億円

障害者関連施設や保護施設の着実な整備を図る。（公立施設については、18年度から一般財源化）

2 独立行政法人福祉医療機構

（1）貸付事業等

ア 貸付枠の確保

○ 資金交付額	3,787 億円
・ 福祉貸付	2,051 億円
・ 医療貸付	1,736 億円

イ 貸付条件の改善等

- 療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る貸付要件の緩和
療養病床を転換する場合は、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ等貸付要件を緩和する。

- ・ 有床診療所に係る貸付要件の緩和

有床診療所の新設が原則認められない病床過剰地域の有床診療所で、都道府県医療審議会の議を経て、特に新設の必要性が認められるものは融資対象とする。

- ・ 障害者グループホームに係る融資対象の拡大

スプリンクラー等の消防用設備を設置する場合は、特定非営利活動法人を融資対象とする。

(2) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 43億円

(3) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 108億円

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 281億円

IV 福祉に携わる人材の資質の向上等

1 介護実習内容高度化モデル事業の創設 45百万円

全国で7カ所のモデル施設を指定し、効果的な実習のあり方を研究・検討する。

2 社会事業学校経営委託費 467百万円

○ 福祉人材キャリアアップ事業の創設 5百万円

社会福祉士等の国家資格を有する社会福祉事業従事者を対象として、キャリアアップのための再研修を実施する。

3 社会福祉職員研修センター経営委託費 49百万円

4 福利厚生センター運営事業費 159百万円

福利厚生事業を全国規模で共同化することにより、民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を図る。

5 中央福祉人材センター運営事業費 58百万円

6 福祉人材確保推進事業

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

介護福祉士など潜在マンパワーの掘り起こし、福祉分野への障害者雇用の促進等を、重点的に行っていく。

7 福祉サービスの第三者評価推進事業

9 百万円

全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会や評価基準等委員会を設置し、第三者評価事業の普及・啓発や各種ガイドラインの策定・更新を行う。

8 運営適正化委員会における苦情解決事業

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する利用者からの苦情解決を促進する。

(参考) 経済連携協定の円滑な実施

日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れ 4 1 百万円

フィリピン人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入を実施する観点から、介護導入研修を実施するとともに、受入施設に対して巡回指導等を行う。

V ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

○ 自立支援事業等の推進

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

消費生活協同組合(生協)制度の改正について

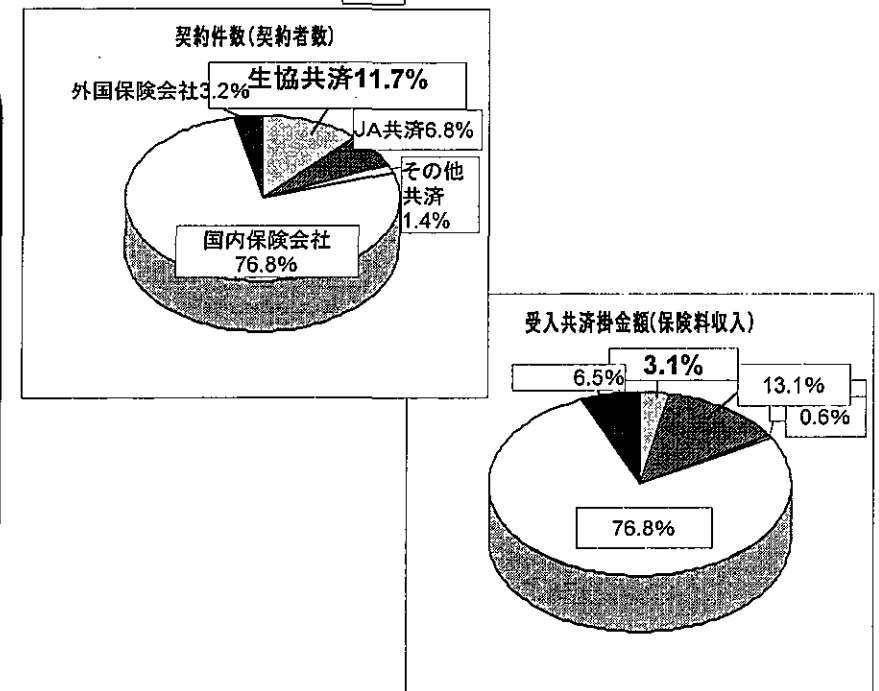
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,116組合 のべ組合員数5,915万人(H17年度末)
- 共済事業(*実施組合数453組合 うち元受共済組合は139組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(*実施組合数739組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(*実施組合数632組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

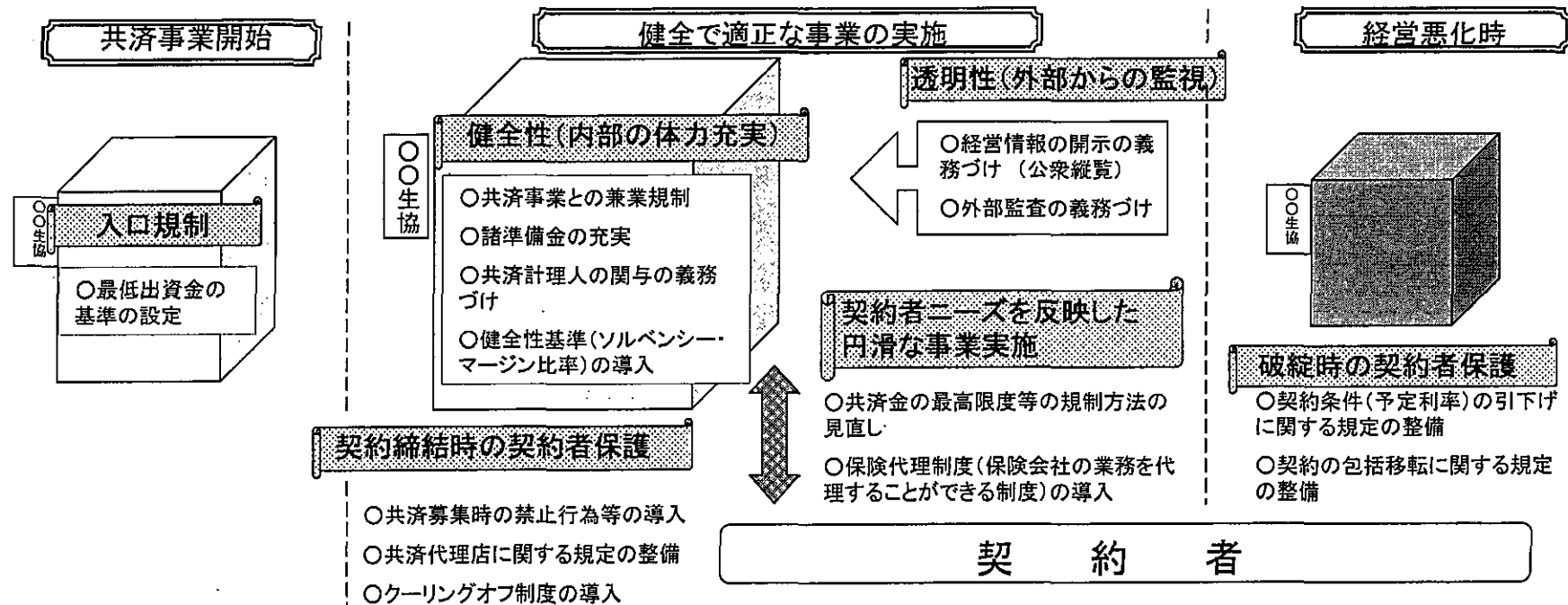
- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の 要否	事 由	員外利用限度
許可要 *	山間へき地／保育所等への食材提供／ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の 額の5分の1以内
許可 不要	災害時の緊急物資提供／ 自賠責共済(契約車の相続の場合等)／ 体育施設、教養文化施設の利用／ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の 額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の 額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

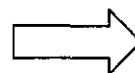
社会福祉法人審査基準等 の見直しの概要

法人単位の資金管理

①社会福祉事業剰余金等の充当対象となる「公益事業」の範囲の見直

現状

剰余金の充当対象範囲が限定的



見直し後

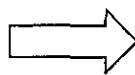
介護報酬等について、充当対象となる公益事業を拡大
(詳細:参考1参照)

《該当通知等》

- ・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」
- ・「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(部長通知)」
- ・「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(局長通知)」

現状

収益事業の収益を充当できる公益事業の範囲が限定的



見直し後

収益事業の収益を充当できる公益事業を拡大
(詳細:参考1参照)

《該当通知等》

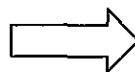
- ・「社会福祉法施行令第4条関連告示(厚生労働省告示)」
- ・「社会福祉法施行令第4条関連通知の一部改正(局長通知)」

②収益事業の借入金1／2規制の撤廃

(収益事業にかかる借入金について収益事業用財産の1／2規制を撤廃)

現状

収益事業にかかる借入金は、
概ね収益事業用財産の1／
2を超えない範囲内



見直し後

「収益事業は社会福祉事業
に対して従たる地位にあるこ
とが必要である」とその規模
については制限されている
ことから借入規制について
は撤廃する

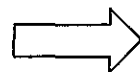
《該当通知等》

- ・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

③資産運用(運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の弾力化
(法人資産のうち、運用財産等については株式保有等についても認める)

現状

資産は確実な運用が条件となっており、元本保証型の金融商品での運用に限る



見直し後

基本財産については従来どおり。運用財産等については株式保有等を認める
(公益法人と同等の取り扱い)

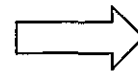
《該当通知等》

- ・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」
- ・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

④公益事業の実施について法人財産の有効活用を図る
(事業規模が小さい公益事業について他の財産の活用を認める)

現状

公益事業用財産は他の財産
と明確に分離して管理する



見直し後

事業規模が小さい公益事業
については社会福祉事業の
円滑な遂行を妨げない範囲
で他の財産の活用を認める

《該当通知等》

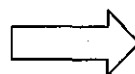
・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

その他の見直し事項

⑤定款準則記載方法の簡素化、監事構成の見直し等

○ 定款準則記載方法の簡素化

・事業の内訳として、施設名ごとに定款に記載(同種施設設置の都度定款変更が必要)



・施設名称の記載を改め、施設類型ごとに記載すればよいこととする(既存法人はこのために定款変更を行う必要はない)

《該当通知等》

・「社会福祉法人の認可について(局長通知)」

○ 監事構成の見直し

・監事は法人の監査機関であり、理事の業務執行の状況及び財務状況を監査することから、その目的に沿った監事の構成とする

⇒具体的には監事の構成員である「地域の福祉関係者」の範囲から自治会、町内会等の役員である者を除く取り扱いに改める

※ 平成19年4月1日時点において任期中の者については、任期終了まではなお、従前の例によることとする。また、平成20年3月31日までに任期終了する者については、他に適任者がいない場合は、一回に限り再任することができる。

《該当通知等》

・「社会福祉法人の認可について(課長通知)」

○ 情報開示の推進

- ・法人が自主的に公表することが望ましいものとしている「法人の業務及び財務等」に関する情報に「法人の理事及び評議員の氏名、役職等」の情報を追加し、法人運営の透明性の向上を図る（公益法人並び）

《該当通知等》

- ・「社会福祉法人の認可について（局長通知）」

○ 地方公共団体からの施設委託先社会福祉法人の役員等の条件緩和

- ・施設を委託する地方公共団体の、委託先社会福祉法人への役員等への加入義務撤廃

《該当通知等》

- ・「社会福祉事業団等の設立及び運営について（局長通知）」

○ その他字句の整理

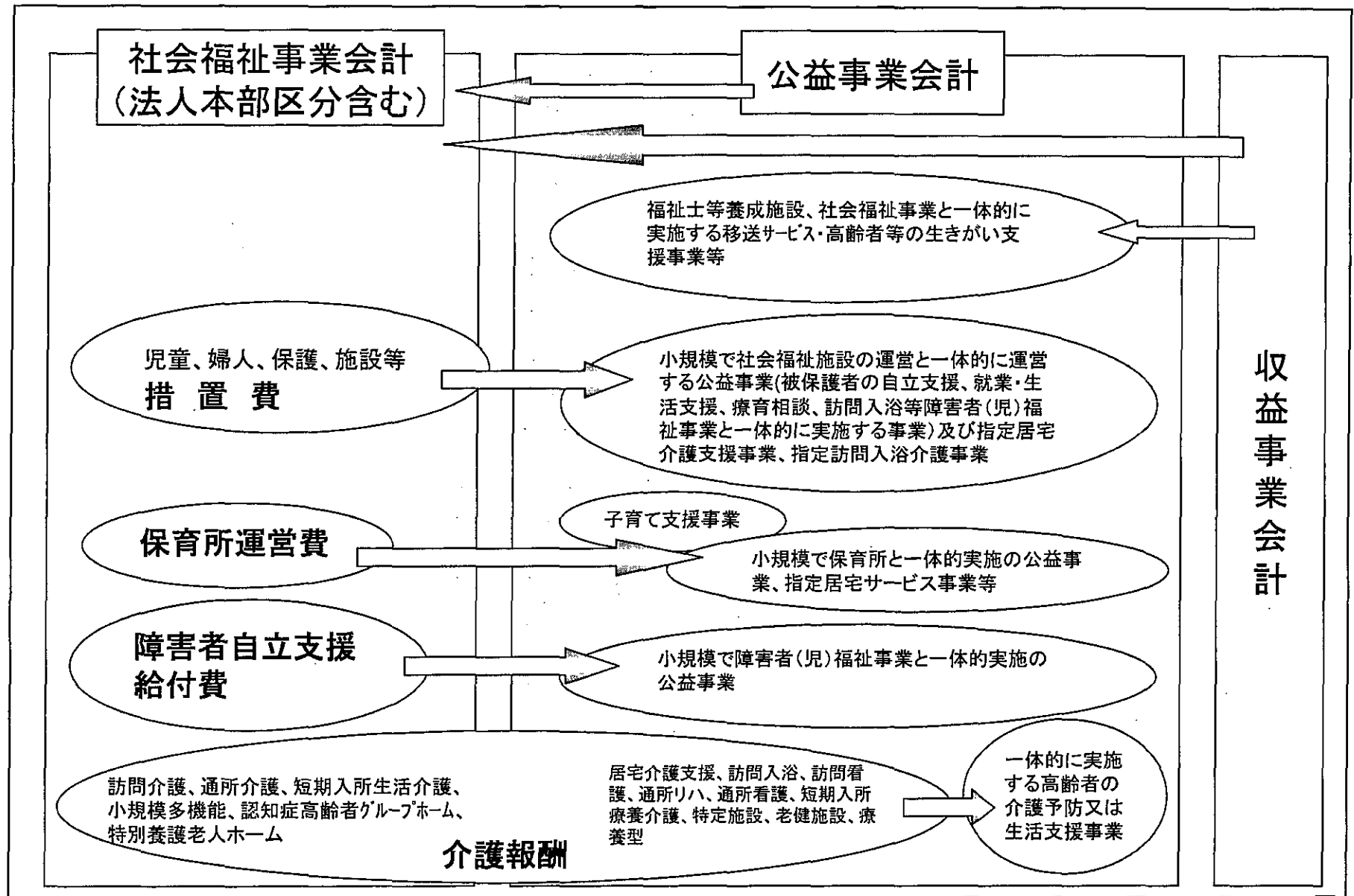
- ・身体障害者福祉法等の改正に伴い、字句の整理を行った

《該当通知等》

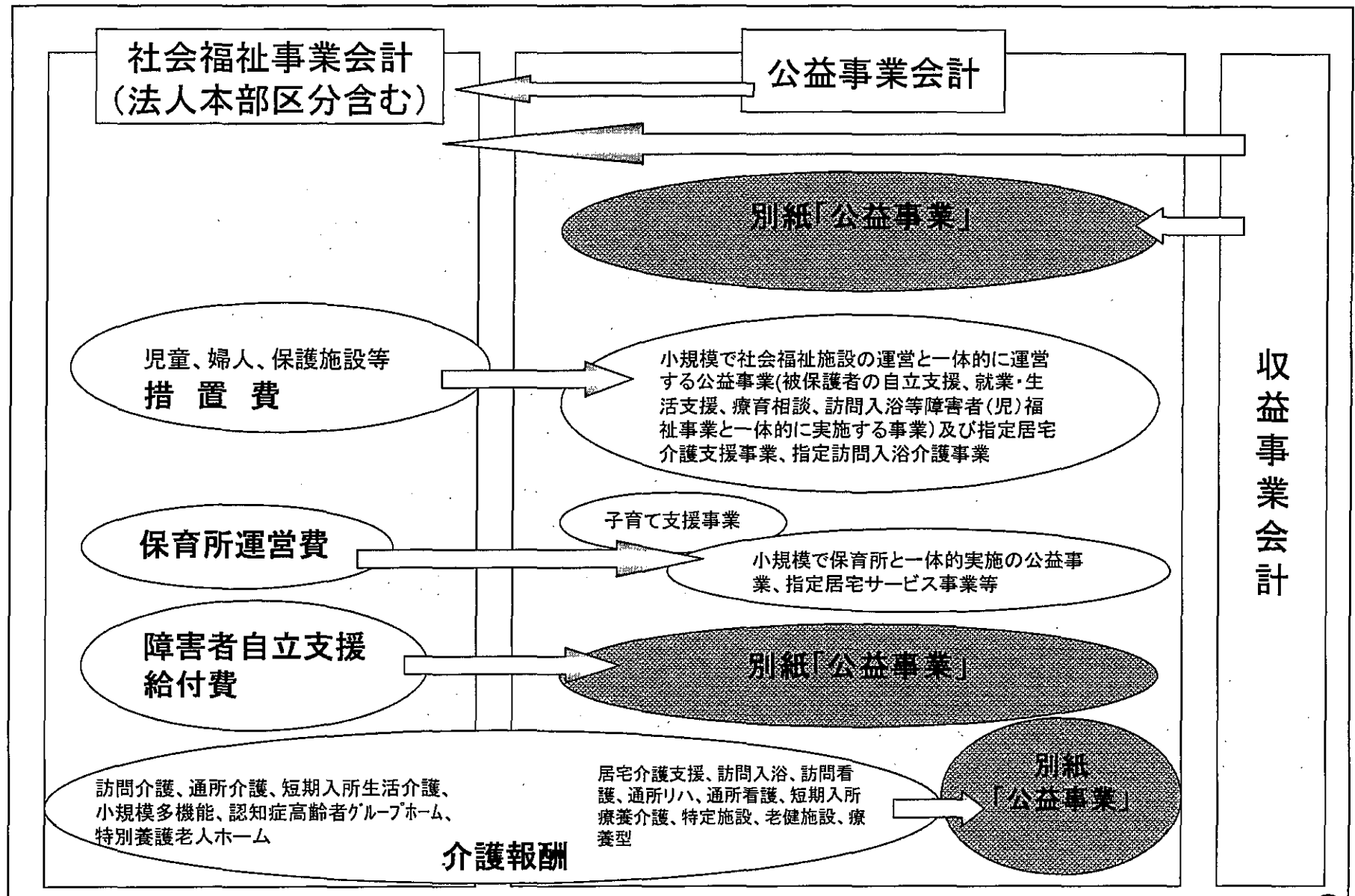
- ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）」
- ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（課長通知）」

参考1

社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲(現行)



社会福祉法人の会計間の資金移動が認められる範囲(見直し後)



別紙「公益事業」

公益事業には、例えば次のような事業が含まれる(局長通知)

- 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
- 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 子育て支援に関する事業
- 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ボランティアの育成に関する事業
- 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 社会福祉に関する調査研究等

(注)次のものを含む(課長通知)

- ・小規模社会福祉事業
- ・介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を運営する事業、地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は指定老人訪問看護事業
- ・有料老人ホームを運営する事業
- ・社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を運営する事業
- ・公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を運営する事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

— 新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業 —

これまでの福祉経営（Ⅰ、Ⅱ章）

- 1951（昭和26）年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
 - ・施設管理中心、法人経営の不在
 - ・事業規模零細
 - ・再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
 - ・画一的サービス
 - ・同族的経営

経営環境の変化（Ⅲ章）

- 特に90年代以降、大きな環境変化
 - ・公的給付総額の拡大
 - ・措置から契約へ、制度の普遍化
 - ・多様な主体の参入、競争
 - ・規制改革、イコール・フッティング論
 - ・財政的な制約の増大（補助金の見直し、介護報酬マイナス改定）
- 今後も新たなニーズの発生
 - ・2015年、2025年問題
 - ・認知症高齢者や独居世帯の増加
 - ・施設から在宅へ、地域生活支援
 - ・虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

「法人単位」と「助成」から「自立・自律」と「責任」へ
「施設管理」から「法人経営」へ

新たな時代における福祉経営の基本的方向性（Ⅳ章）

規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・複数事業を運営し、多角的な経営を行える
＝「規模の拡大」を目指す
- ・新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・（独）福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

長期資金の調達

- ・施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・（独）福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

人材育成と確保

- ・介護従事者の質の向上
- ・介護報酬上の評価
- ・キャリアパスの形成
- ・マッチングシステムの強化
- ・雇用管理の改善
- ・労働生産性の向上

ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・理事会・法人本部の機能強化
- ・中間管理職層の育成・確保

新しい福祉経営に向けた行政のあり方（Ⅴ章）

○新たな福祉の「産業政策」の確立が急務

- ・質の高い福祉の「担い手」の育成
- ・「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ

○不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき

○行政職員の意識の改革と質の向上